



最高裁秘書第1844号

平成29年4月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書不開示通知書

1月24日付け（同月25日受付，最高裁秘書第314号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
最高裁判所が司法修習生に対して負っている安全配慮義務の内容が分かる文書（最新版）
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）